



南九州市公告第15号

南九州市新庁舎建設基本・実施設計等業務委託について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和4年4月15日

南九州市長 塗 木 弘 幸



1 業務の目的

令和4年2月に策定した南九州市新庁舎建設基本構想・基本計画に基づき、市民の安心・安全を守る地域防災拠点として、また市内三地域の振興や南薩地域の中心地という地理的特性を活かしたこれからのまちづくりの拠点として新たな庁舎を整備することとしている。

新庁舎整備のための基本・実施設計等を行うにあたり、発注者や市民の意見等を反映させるとともに、設計者の発想力や設計能力、経験や技術力等を求め、取組体制や業務の実施方針及び提案の実現性等を評価することにより、事業の目的に最も適した設計者を選定する。

2 業務概要

- (1) 業務名 南九州市新庁舎建設基本・実施設計等業務委託
- (2) 業務内容
別紙「南九州市新庁舎建設基本・実施設計等業務特記仕様書（案）」
のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年2月29日（木曜日）まで
- (4) 契約限度額 187,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次のいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表構成員とする共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。当該要件は、特別の定めがある場合を除き、参加表明書の提出時点において満たしておくこととする。

(1) 参加資格

ア 平成24年度（2012年4月1日）以降に、延床面積2,000平方メートル以上の庁舎又は事務所の新築又は改築若しくは増築の基本設計又は実施設計業務を元請として、完了した業務の実績を有すること。なお増築と複合施

設の場合は、増築範囲及び該当用途部分の床面積が2,000平方メートル以上とする。

イ 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 南九州市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成19年告示第27号)による指名停止の措置を受けていないこと。

カ 南九州市暴力団排除条例(平成24年条例第28号)に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

キ 南九州市における建設工事等入札参加有資格者として登録が行われていること。ただし登録がない場合は、参加表明書の提出時に入札参加資格審査申請に必要な書類を提出すること。(注：本事業において入札参加資格審査申請書類を提出した場合、本市への資格登録は行われませんので、今後登録を希望する者は、定期申請時に再度申請してください。)

ク 国税(法人の場合は法人税及び消費税、個人の場合は所得税及び消費税)に滞納がないこと。

ケ 鹿児島県内に、本店・支店又は営業所等を有し、市の要請に応じて担当者の来庁が可能な体制が取れること。(共同企業体での参加の場合、構成員のいずれかが要件を満たしていること。)また、WEB会議による打合せが可能であること。

コ 共同企業体の場合、構成員の数は3者以内とし、すべての構成員は3(1)イからクの要件を参加表明書の提出時点において満たしていること。

サ 共同企業体の場合、代表構成員は共同企業体において中心的役割を担う履行能力を有し、構成員は他の共同企業体の構成員ならびに協力者を兼ねていないこと。

(2) 配置技術者等の資格

ア 参加者は、以下の技術者を配置すること。

a 管理技術者 1名

b 主任技術者

【建築(総合)、構造、電気設備、機械設備、積算 各1名ずつ】

- イ 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は、次の実績を有すること。
- a 同種業務 平成24年度（2012年4月1日）以降に完了した延床面積2,000平方メートル以上の庁舎又は事務所の新築又は改築若しくは増築の基本設計又は実施設計の業務
 - b 類似業務 その他の公共施設における同様の業務
- ウ 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は、次の資格を有すること。
- 参加者（共同企業体の場合は代表構成員に限る。）と直接的雇用関係がある一級建築士の資格を有する者とし、かつ、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。
- エ 構造主任技術者は、参加者と直接的雇用関係がある構造設計一級建築士の資格を有する者とし、かつ、建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。
- オ 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、参加者と直接的雇用関係がある建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有する者とし、かつ、設備設計一級建築士においては建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。
- カ 積算主任技術者は、公益社団法人日本建築積算協会の認定を受けた建築積算士または建築コスト管理士の資格を有する者とする。
- キ 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は他の主任技術者を兼任してはならない。
- ク 本要領に基づき提出した書類（様式第6号から第11号まで）に記載した配置予定技術者は、原則変更することができない。ただし、死亡、傷病、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を得た上で、変更を認めるものとする。

4 事務局

南九州市役所 新庁舎建設推進課 新庁舎建設推進係 担当：池田，尾辻
〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204
TEL：0993-83-2511（代表）FAX：0993-83-4469
E-mail：chousya@city.minamikyushu.lg.jp

5 設計者選定のスケジュール

本プロポーザルは下表日程により実施する。

また、日程に変更がある場合は市ホームページ等により公表するものとする。

実施内容	実施期間又は期日
公告	令和4年4月15日(金)
実施要領等の交付	令和4年4月15日(金)～
参加表明手続に関する質問の受付	令和4年4月15日(金)～4月25日(月)
質問に対する回答(公表)	令和4年4月28日(木)
参加表明書等の受付	令和4年4月15日(金)～5月9日(月)
参加資格審査結果の通知	令和4年5月12日(木)
技術提案書等に関する質問の受付	令和4年4月15日(金)～5月9日(月)
質問に対する回答(公表)	令和4年4月28日(木), 5月12日(木)
技術提案書等の受付	令和4年5月12日(木)～6月1日(水)
一次審査(書類審査)	令和4年6月11日(土)
審査結果の公表	令和4年6月14日(火) <予定>
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和4年6月26日(日) <予定>
選定結果の公表	令和4年6月27日(月) <予定>
契約締結	令和4年7月中旬ごろ